

【 参 考 資 料 】

< 障 害 福 祉 課 >

(参考資料 1) 成長力底上げ戦略 (基本構想) 一概要一

I. 基本的な姿勢

1. 「働く人全体」の底上げを目指す

- ・ 「成長力底上げ戦略」は、成長戦略の一環として、経済成長を下支えする基盤（人材能力、就労機会、中小企業）の向上を図ることにより、働く人全体の所得・生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防止。

2. 「機会の最大化」により「成長力の底上げ」を図る

- ・ 単に「結果平等」を目指すような格差是正策とは異なり、意欲のある人や企業が自らの向上に取り組める「機会（チャンス）」を最大限拡大。人材の労働市場への参加や生産性の向上を図ることで、他の成長戦略と相俟って、経済の活力を維持・向上させ、経済成長を高めていくことを目指す。

3. 3本の矢 — 「人材投資」を中心に

【人材能力戦略】

- ・ 「職業能力を向上させようとしても、能力形成の機会に恵まれない人」への支援

【就労支援戦略】

- ・ 「公的扶助（福祉）を受けている人などで、経済的自立（就労）を目指しているながら、その機会に恵まれない人」への支援

【中小企業底上げ戦略】

- ・ 「生産性向上を図るとともに、賃金の底上げをしようとしているが、その機会に恵まれない中小企業等」への支援

II. 戦略の基本構想

1. 人材能力戦略 — “能力発揮社会”の実現—

- ◎ 誰でもどこでも職業能力形成に参加でき、自らの能力を発揮できる社会を実現。

(1) 「職業能力形成システム」（通称「ジョブ・カード制度」）の構築

- ① 「職業能力形成プログラム」による実践的な職業訓練機会の提供
- ② 「ジョブ・カード（訓練参加状況や実績評価認定内容を記載）」を交付
- ③ プログラム参加者や参加企業等に対する経済的支援
- ④ 訓練参加の相談・準備から就労までの「キャリア・コンサルティング」の実施

(2) 大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築

- ① 大学・専門学校等における「実践型教育プログラム」の提供
- ② プログラム履修者に対し、履修証明書を交付するとともに、「ジョブ・カード」にも、その内容を記載。

(3) 官民共同推進組織の設置

- 「職業能力形成システム」及び「実践型教育システム」の平成20年度の本格実施に向け、官民からなる推進組織を設置するとともに、先行プロジェクトを実施。

2. 就労支援戦略 —『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定・実施—

- ◎ 「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、新たに策定する5か年計画に基づき、公的扶助（福祉）を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。

(1) 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定

- ① 母子家庭世帯、生活保護世帯、障害者等の就労移行に関する5年後の具体的な目標を設定し、実績を検証しながら計画を推進。
- ② 就労支援方策として、福祉（就労支援）及び雇用（受入促進）の両面にわたる総合的な取組を展開。19年度～21年度を集中戦略期間として施策展開。

(2) 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

- 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進。

3. 中小企業底上げ戦略 —生産性向上と最低賃金引上げに向けた政策の一体運用—

- ◎ 中小企業等における生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるため、産業政策と雇用政策の一体的運用を行う。

(1) 「生産性向上と最低賃金引上げ」に関する合意形成

- 「成長力底上げ戦略推進円卓会議（仮称）」において、生産性向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引上げに関する政労使の合意形成。

(2) 「生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ

- ① 下請取引の適正化 — 生産性向上の成果を下請業者に適正に配分
- ② IT化・機械化・経営改善
- ③ 中小サービス業等に対するノウハウの移転や生産性向上投資への資金提供
- ④ 中小企業の人材能力の向上

(3) 最低賃金制度の充実

- ① 最低賃金の周知徹底
- ② 最低賃金法の改正（最低賃金額決定における生活保護との整合性の考慮や違反時の罰則強化等—改正法案を国会提出予定）
- ③ 最低賃金引上げに向けた産業政策と雇用政策の一体的運用。

4. 戦略の推進体制 —官民一体となった推進体制を国・地方で構築—

(1) 戦略推進体制の整備

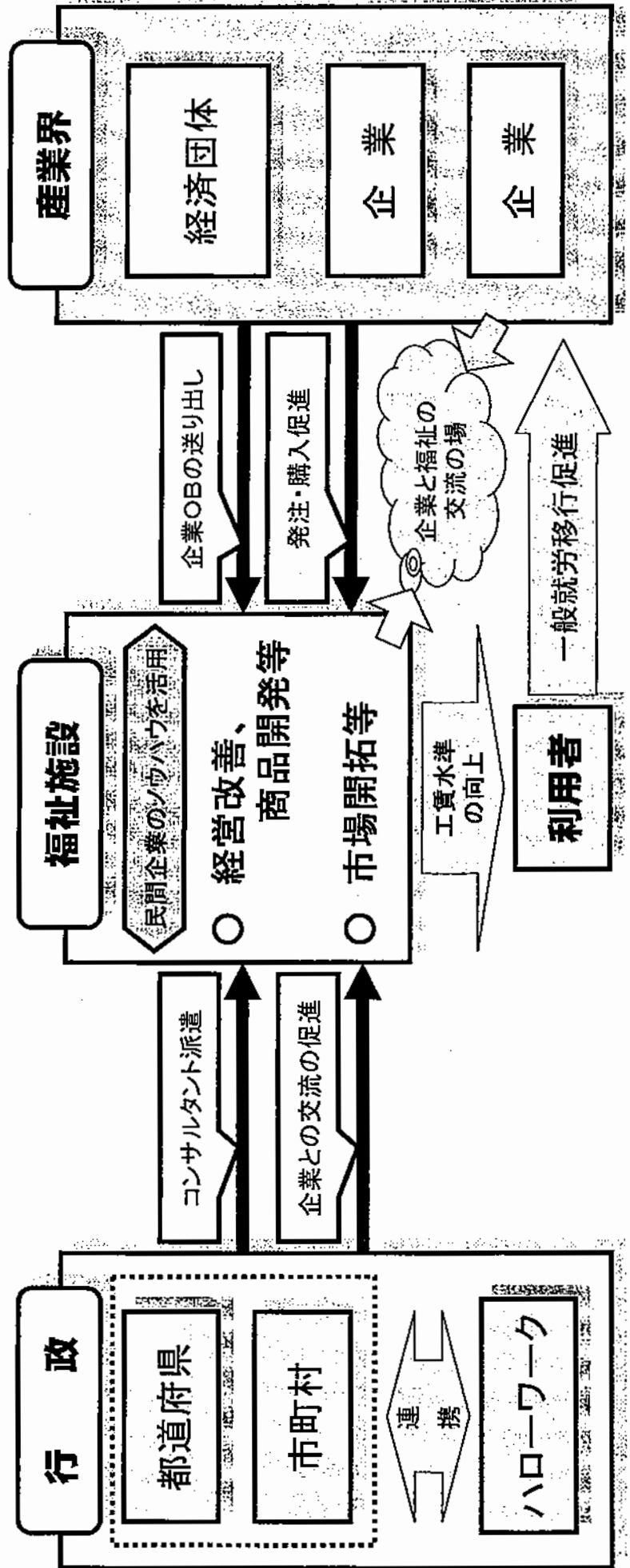
- ① 官民からなる「成長力底上げ戦略推進円卓会議（仮称）」を国と地方に設置。
- ② 「成長力底上げ戦略」を推進するための政府部内の体制づくりを行う。

(2) 戦略の進め方

- ① 原則として3年間に集中的な取組を行うものとする。19年度中は、本格実施の準備及び各施策を有効に組み合わせた先行的取組みを展開。20年度から本格実施。22年度以降は実施状況を検証しながら施策展開。
- ② 官邸主導による雇用政策、社会保障政策、産業政策、文教政策の一体運用。

「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

- 障害者の経済的自立に向けて、一般就労への取組に加え、非雇用の形態で働く障害者の工賃を引き上げる取組が重要。このため、「工賃倍増5か年計画」に基づき、官民一体となった取組を推進。
- 具体的には、各事業所において、民間企業等の技術、ノウハウ等を活用した以下のような取組を実施。
 - ・ 経営コンサルタントや企業OBの受け入れによる経営改善、企業経営感覚(視点)の醸成
 - ・ 一般企業と協力して行う魅力的な商品開発、市場開拓 等



(参考資料2) 障害者職業紹介の概況 (平成19年1月)

都道府県別職業紹介状況

(1) 平成17年度

都道府県	新規求職申込件数			有効求職者数			就職件数			就職率		
	17年度	16年度	増減比	17年度	16年度	増減比	17年度	16年度	増減比	17年度	16年度	増減差
1 北海道	4,220	4,341	△ 2.8	7,945	8,231	△ 3.5	1,574	1,615	△ 2.5	37.3	37.2	0.1
2 青森	1,013	921	10.0	2,561	2,594	△ 1.3	319	340	△ 6.2	31.5	36.9	△ 5.4
3 岩手	997	951	4.8	1,691	1,856	△ 8.9	467	433	7.9	46.8	45.5	1.3
4 宮城	1,801	1,709	5.4	2,499	2,189	14.2	809	771	4.9	44.9	45.1	△ 0.2
5 秋田	764	669	14.2	1,118	1,175	△ 4.9	337	312	8.0	44.1	46.6	△ 2.5
6 山形	710	695	2.2	1,478	1,589	△ 7.0	360	345	4.3	50.7	49.6	1.1
7 福島	1,271	1,314	△ 3.3	1,524	1,634	△ 6.7	624	605	3.1	49.1	46.0	3.1
8 茨城	1,684	1,521	10.7	2,504	2,554	△ 2.0	747	605	23.5	44.4	39.8	4.6
9 栃木	1,314	1,341	△ 2.0	2,445	2,293	6.6	658	563	16.9	50.1	42.0	8.1
10 群馬	1,494	1,431	4.4	2,148	2,064	4.1	682	625	9.1	45.6	43.7	1.9
11 埼玉	4,012	3,647	10.0	6,935	6,749	2.8	1,299	1,186	9.5	32.4	32.5	△ 0.1
12 千葉	3,400	3,270	4.0	6,329	6,136	3.1	1,064	1,028	3.5	31.3	31.4	△ 0.1
13 東京	11,432	12,352	△ 7.4	12,565	13,250	△ 5.2	3,974	3,744	6.1	34.8	30.3	4.5
14 神奈川	5,553	5,523	0.5	8,977	8,722	2.9	1,700	1,661	2.3	30.6	30.1	0.5
15 新潟	1,498	1,476	1.5	1,923	2,186	△ 12.0	842	692	21.7	56.2	46.9	9.3
16 富山	787	734	7.2	1,354	1,620	△ 16.4	421	401	5.0	53.5	54.6	△ 1.1
17 石川	1,051	909	15.6	1,271	1,461	△ 13.0	511	479	6.7	48.6	52.7	△ 4.1
18 福井	533	492	8.3	560	603	△ 7.1	312	304	2.6	58.5	61.8	△ 3.3
19 山梨	751	560	34.1	1,338	1,200	11.5	328	270	21.5	43.7	48.2	△ 4.5
20 長野	1,875	1,810	3.6	3,095	3,546	△ 12.7	941	832	13.1	50.2	46.0	4.2
21 岐阜	1,509	1,477	2.2	2,769	2,984	△ 7.2	729	663	10.0	48.3	44.9	3.4
22 静岡	2,729	2,425	12.5	4,527	4,236	6.9	1,424	1,252	13.7	52.2	51.6	0.6
23 愛知	4,281	4,037	6.0	8,419	8,496	△ 0.9	1,926	1,732	11.2	45.0	42.9	2.1
24 三重	1,511	1,383	9.3	2,023	1,953	3.6	688	649	6.0	45.5	46.9	△ 1.4
25 滋賀	1,059	1,008	5.1	1,483	1,531	△ 3.1	467	453	3.1	44.1	44.9	△ 0.8
26 京都	2,216	2,000	10.8	5,538	4,798	15.4	873	802	8.9	39.4	40.1	△ 0.7
27 大阪	9,294	9,257	0.4	7,440	7,682	△ 3.2	2,662	2,492	6.8	28.6	26.9	1.7
28 兵庫	4,025	3,530	14.0	5,473	7,869	△ 30.4	1,570	1,409	11.4	39.0	39.9	△ 0.9
29 奈良	1,005	916	9.7	1,691	2,094	△ 19.2	397	391	1.5	39.5	42.7	△ 3.2
30 和歌山	670	632	6.0	1,073	1,512	△ 29.0	305	287	6.3	45.5	45.4	0.1
31 鳥取	560	461	21.5	869	716	21.4	262	242	8.3	46.8	52.5	△ 5.7
32 島根	674	685	△ 1.6	1,010	1,031	△ 2.0	364	305	19.3	54.0	44.5	9.5
33 岡山	1,717	1,560	10.1	2,474	2,526	△ 2.1	735	650	13.1	42.8	41.7	1.1
34 広島	2,512	2,432	3.3	4,305	4,594	△ 6.3	1,165	1,110	5.0	46.4	45.6	0.8
35 山口	1,204	1,042	15.5	1,891	1,812	4.4	513	473	8.5	42.6	45.4	△ 2.8
36 徳島	421	401	5.0	1,045	976	7.1	260	242	7.4	61.8	60.3	1.5
37 香川	725	737	△ 1.6	963	838	14.9	384	372	3.2	53.0	50.5	2.5
38 愛媛	1,034	837	23.5	978	1,102	△ 11.3	501	394	27.2	48.5	47.1	1.4
39 高知	620	649	△ 4.5	1,024	996	2.8	227	180	26.1	36.6	27.7	8.9
40 福岡	4,525	4,185	8.1	6,147	6,368	△ 3.5	1,668	1,573	6.0	36.9	37.6	△ 0.7
41 佐賀	854	814	4.9	1,992	2,209	△ 9.8	388	295	31.5	45.4	36.2	9.2
42 長崎	1,511	1,179	28.2	1,605	2,656	△ 39.6	570	515	10.7	37.7	43.7	△ 6.0
43 熊本	1,839	1,542	19.3	2,993	4,616	△ 35.2	756	677	11.7	41.1	43.9	△ 2.8
44 大分	1,134	977	16.1	1,406	1,648	△ 14.7	508	421	20.7	44.8	43.1	1.7
45 宮崎	1,059	952	11.2	1,563	1,546	1.1	457	456	0.2	43.2	47.9	△ 4.7
46 鹿児島	1,635	1,417	15.4	3,053	3,029	0.8	624	590	5.8	38.2	41.6	△ 3.4
47 沖縄	1,143	981	16.5	2,665	2,514	6.0	490	435	12.6	42.9	44.3	△ 1.4
計	97,626	93,182	4.8	146,679	153,984	△ 4.7	38,882	35,871	8.4	39.8	38.5	1.3

(2) 平成18年度(4~1月)

都道府県	新規求職申込件数			有効求職者数			就職件数			就職率		
	18年度 4~1月	17年度 4~1月	前年 同期比	18年度 1月	17年度 1月	前年 同期比	18年度 4~1月	17年度 4~1月	前年 同期比	18年度 4~1月	17年度 4~1月	増減差
1 北海道	3,623	3,387	7.0	8,313	7,795	6.6	1,386	1,234	12.3	38.3	36.4	1.9
2 青森	837	853	△ 1.9	2,694	2,592	3.9	298	256	16.4	35.6	30.0	5.6
3 岩手	869	763	13.9	1,790	1,657	8.0	483	356	35.7	55.6	46.7	8.9
4 宮城	1,436	1,446	△ 0.7	2,354	2,423	△ 2.8	680	643	5.8	47.4	44.5	2.9
5 秋田	546	611	△ 10.6	1,113	1,142	△ 2.5	364	314	15.9	66.7	51.4	15.3
6 山形	666	557	19.6	1,605	1,505	6.6	342	276	23.9	51.4	49.6	1.8
7 福島	1,083	1,020	6.2	1,486	1,548	△ 4.0	505	480	5.2	46.6	47.1	△ 0.5
8 茨城	1,495	1,283	16.5	2,711	2,419	12.1	703	641	9.7	47.0	50.0	△ 3.0
9 栃木	988	1,045	△ 5.5	2,603	2,444	6.5	546	520	5.0	55.3	49.8	5.5
10 群馬	1,182	1,221	△ 3.2	2,155	2,115	1.9	563	557	1.1	47.6	45.6	2.0
11 埼玉	3,360	3,341	0.6	6,548	7,131	△ 8.2	1,294	1,020	26.9	38.5	30.5	8.0
12 千葉	3,492	2,860	22.1	6,672	6,534	2.1	1,067	844	26.4	30.6	29.5	1.1
13 東京	9,801	9,149	7.1	12,823	12,800	0.2	3,726	3,298	13.0	38.0	36.0	2.0
14 神奈川	4,924	4,575	7.6	8,353	8,966	△ 6.8	1,655	1,361	21.6	33.6	29.7	3.9
15 新潟	1,430	1,205	18.7	2,115	1,995	6.0	717	696	3.0	50.1	57.8	△ 7.7
16 富山	710	628	13.1	1,424	1,456	△ 2.2	464	358	29.6	65.4	57.0	8.4
17 石川	874	842	3.8	1,145	1,295	△ 11.6	545	454	20.0	62.4	53.9	8.5
18 福井	515	414	24.4	611	542	12.7	342	260	31.5	66.4	62.8	3.6
19 山梨	603	607	△ 0.7	1,350	1,396	△ 3.3	330	245	34.7	54.7	40.4	14.3
20 長野	1,709	1,498	14.1	3,317	3,095	7.2	880	755	16.6	51.5	50.4	1.1
21 岐阜	1,362	1,244	9.5	2,807	2,767	1.4	612	495	23.6	44.9	39.8	5.1
22 静岡	2,432	2,066	17.7	4,523	4,388	3.1	1,305	1,079	20.9	53.7	52.2	1.5
23 愛知	3,697	3,455	7.0	8,981	8,859	1.4	1,549	1,295	19.6	41.9	37.5	4.4
24 三重	1,155	1,243	△ 7.1	2,240	1,979	13.2	604	606	△ 0.3	52.3	48.8	3.5
25 滋賀	915	852	7.4	1,572	1,574	△ 0.1	434	372	16.7	47.4	43.7	3.7
26 京都	1,785	1,780	0.3	5,904	5,410	9.1	771	665	15.9	43.2	37.4	5.8
27 大阪	7,738	7,706	0.4	7,770	7,468	4.0	2,621	2,325	12.7	33.9	30.2	3.7
28 兵庫	3,596	3,235	11.2	5,829	5,512	5.8	1,586	1,236	28.3	44.1	38.2	5.9
29 奈良	826	829	△ 0.4	1,613	1,696	△ 4.9	358	286	25.2	43.3	34.5	8.8
30 和歌山	743	553	34.4	1,237	1,498	△ 17.4	294	256	14.8	39.6	46.3	△ 6.7
31 鳥取	465	457	1.8	1,056	835	26.5	264	210	25.7	56.8	46.0	10.8
32 島根	652	531	22.8	887	1,067	△ 16.9	327	258	26.7	50.2	48.6	1.6
33 岡山	1,482	1,440	2.9	2,344	2,649	△ 11.5	623	576	8.2	42.0	40.0	2.0
34 広島	2,049	2,109	△ 2.8	4,600	4,367	5.3	1,079	948	13.8	52.7	45.0	7.7
35 山口	996	965	3.2	2,051	1,853	10.7	481	441	9.1	48.3	45.7	2.6
36 徳島	363	336	8.0	1,164	1,040	11.9	260	217	19.8	71.6	64.6	7.0
37 香川	645	535	20.6	1,081	915	18.1	333	274	21.5	51.6	51.2	0.4
38 愛媛	838	802	4.5	1,245	1,126	10.6	383	398	△ 3.8	45.7	49.6	△ 3.9
39 高知	526	523	0.6	1,027	1,002	2.5	178	171	4.1	33.8	32.7	1.1
40 福岡	3,735	3,607	3.5	6,495	6,351	2.3	1,611	1,409	14.3	43.1	39.1	4.0
41 佐賀	720	688	4.7	1,855	1,989	△ 6.7	379	319	18.8	52.6	46.4	6.2
42 長崎	1,323	1,135	16.6	1,737	1,666	4.3	555	484	14.7	42.0	42.6	△ 0.6
43 熊本	1,501	1,528	△ 1.8	3,113	3,063	1.6	679	589	15.3	45.2	38.5	6.7
44 大分	999	893	11.9	1,243	1,358	△ 8.5	488	416	17.3	48.8	45.6	2.2
45 宮崎	893	887	0.7	1,740	1,613	7.9	474	367	29.2	53.1	41.4	11.7
46 鹿児島	1,539	1,347	14.3	3,534	3,111	13.6	646	506	27.7	42.0	37.6	4.4
47 沖縄	1,088	902	20.6	2,497	2,800	△ 10.8	462	347	33.1	42.5	38.5	4.0
計	84,206	78,953	6.7	151,327	148,806	1.7	36,246	31,113	16.5	43.0	39.4	3.6

障害者就職件数及びトライアル雇用実施状況（年度目標との関係）

平成19年1月末日現在

	就職件数			トライアル開始者数			トライアル 常用移行率
	年度目標	実績	前年同期比	年度目標	実績	前年同期比	
1 北海道	1,624 (1,574)	1,386 (1,234)	12.3	221 (217)	249 (191)	30.4	76.8%
2 青森	357 (319)	298 (256)	16.4	84 (67)	58 (54)	7.4	90.9%
3 岩手	483 (467)	483 (356)	35.7	110 (129)	103 (116)	△11.2	71.4%
4 宮城	831 (809)	680 (643)	5.8	133 (143)	148 (127)	16.5	85.6%
5 秋田	364 (337)	364 (314)	15.9	72 (78)	55 (61)	△ 9.8	91.2%
6 山形	379 (360)	342 (276)	23.9	74 (74)	71 (67)	6.0	80.0%
7 福島	637 (624)	505 (480)	5.2	105 (99)	118 (85)	38.8	90.3%
8 茨城	740 (747)	703 (641)	9.7	87 (84)	86 (66)	30.3	79.7%
9 栃木	644 (658)	546 (520)	5.0	90 (96)	86 (77)	11.7	79.7%
10 群馬	710 (682)	563 (557)	1.1	60 (45)	35 (36)	△ 2.8	84.8%
11 埼玉	1,441 (1,299)	1,294 (1,020)	26.9	209 (238)	238 (198)	20.2	81.0%
12 千葉	1,153 (1,064)	1,067 (844)	26.4	139 (136)	142 (107)	32.7	88.1%
13 東京	4,300 (3,974)	3,726 (3,298)	13.0	600 (469)	477 (377)	26.5	86.1%
14 神奈川	1,836 (1,700)	1,655 (1,361)	21.6	265 (225)	337 (181)	86.2	88.5%
15 新潟	906 (842)	717 (696)	3.0	141 (160)	140 (130)	7.7	81.9%
16 富山	430 (421)	464 (358)	29.6	66 (69)	63 (53)	18.9	81.8%
17 石川	527 (511)	545 (454)	20.0	67 (63)	62 (57)	8.8	82.0%
18 福井	320 (312)	342 (260)	31.5	60 (56)	73 (48)	52.1	90.6%
19 山梨	365 (328)	330 (245)	34.7	53 (59)	53 (44)	20.5	86.8%
20 長野	996 (941)	880 (755)	16.6	120 (120)	124 (99)	25.3	81.3%
21 岐阜	695 (729)	612 (495)	23.6	90 (79)	77 (58)	32.8	85.5%
22 静岡	1,452 (1,424)	1,305 (1,079)	20.9	217 (235)	264 (187)	41.2	77.0%
23 愛知	2,142 (1,926)	1,549 (1,295)	19.6	243 (186)	174 (146)	19.2	79.9%
24 三重	670 (688)	604 (606)	△ 0.3	91 (91)	62 (69)	△10.1	87.8%
25 滋賀	506 (467)	434 (372)	16.7	74 (75)	66 (63)	4.8	83.6%
26 京都	906 (873)	771 (665)	15.9	164 (186)	129 (142)	△ 9.2	80.3%
27 大阪	2,844 (2,662)	2,621 (2,325)	12.7	429 (416)	382 (346)	10.4	81.4%
28 兵庫	1,640 (1,570)	1,586 (1,236)	28.3	197 (185)	154 (147)	4.8	79.5%
29 奈良	400 (397)	358 (286)	25.2	62 (76)	79 (56)	41.1	82.6%
30 和歌山	312 (305)	294 (256)	14.8	64 (68)	71 (48)	47.9	76.4%
31 鳥取	268 (262)	264 (210)	25.7	41 (49)	26 (36)	△27.8	72.0%
32 島根	350 (364)	327 (258)	26.7	88 (95)	85 (74)	14.9	82.2%
33 岡山	752 (735)	623 (576)	8.2	116 (127)	99 (97)	2.1	81.6%
34 広島	1,188 (1,165)	1,079 (948)	13.8	187 (205)	140 (158)	△11.4	88.0%
35 山口	525 (513)	481 (441)	9.1	77 (71)	67 (55)	21.8	87.3%
36 徳島	273 (260)	260 (217)	19.8	53 (41)	47 (40)	17.5	80.4%
37 香川	390 (384)	333 (274)	21.5	48 (38)	39 (29)	34.5	96.2%
38 愛媛	513 (501)	383 (398)	△ 3.8	84 (99)	74 (79)	△ 6.3	80.6%
39 高知	230 (227)	178 (171)	4.1	56 (58)	54 (50)	8.0	81.0%
40 福岡	1,700 (1,668)	1,611 (1,409)	14.3	228 (220)	216 (183)	18.0	78.1%
41 佐賀	381 (388)	379 (319)	18.8	80 (116)	87 (97)	△10.3	81.8%
42 長崎	600 (570)	555 (484)	14.7	93 (108)	48 (80)	△40.0	84.1%
43 熊本	760 (756)	679 (589)	15.3	107 (104)	101 (90)	12.2	72.3%
44 大分	472 (508)	488 (416)	17.3	89 (101)	87 (84)	3.6	84.2%
45 宮崎	467 (457)	474 (367)	29.2	73 (75)	68 (64)	6.3	85.7%
46 鹿児島	625 (624)	646 (506)	27.7	94 (101)	66 (75)	△12.0	94.0%
47 沖縄	491 (490)	462 (347)	33.1	99 (122)	125 (92)	35.9	86.9%
計	40,595 (38,882)	36,246 (31,113)	16.5	6,000 (5,954)	5,605 (4,819)	16.3	83.0%

注：年度目標欄の（）内は前年度実績。実績欄の（）内は前年同期の実績
 年度目標の計は本省設定の数値であり、各局の計(40,595件)とは一致しない。

平成19年度級地別単価表(案)

特 別 区	精神障害者生活訓練施設										精神障害者福祉工場			生活訓練施設、通所授産施設、 入所授産施設の増員		
	(適応施設型)		(デイケア施設併設型)		(一般型)		精神障害者 通所授産施設		精神障害者福祉施設		定員20~29人 の施設		定員30~39人、 定員50人 以上の施設		指 導 員	事 務 員
	事務費	事業費	事務費	事業費	事務費	事業費	精神障害者 通所授産施設 の相互利用運営事業	精神障害者 入所授産施設	定員20~29人 の施設	定員30~39人、 定員50人 以上の施設	450,260	443,270				
	—	—	102,250	40,380	2,819,750	1,923,900	96,180	3,331,650	2,252,600	2,966,610			3,969,170	450,260	363,580	
特 甲 地	—	—	100,760	40,380	2,782,780	1,894,920	94,740	3,287,780	2,222,430	2,922,510	3,906,630	443,270	357,210			
支給割合改定地域	—	—	100,020	40,380	2,764,330	1,880,430	94,020	3,265,860	2,207,320	2,900,500	3,875,200	439,770	354,030			
甲 地	—	—	97,780	40,380	2,708,600	1,836,900	91,830	3,200,150	2,162,110	2,834,160	3,781,310	429,280	344,480			
支給区分改定地域	—	—	97,030	40,380	2,690,000	1,822,480	91,120	3,178,220	2,147,070	2,812,150	3,749,960	425,790	341,300			
乙 地	—	—	95,540	40,380	2,653,110	1,793,430	89,670	3,134,280	2,116,910	2,767,970	3,687,330	418,790	334,940			
指定解除地域	—	—	94,800	40,380	2,634,420	1,778,870	88,930	3,112,430	2,101,780	2,746,050	3,656,070	415,300	331,750			
丙 地	155,160	49,860	93,300	40,380	2,597,450	1,749,970	87,490	3,068,500	2,071,620	2,701,710	3,593,280	408,310	325,390			

(注) 級地区分は、次によること。※平成17年度の人事院規則改正前の級地区分を適用する。

- 1 特別区は、人事院規則9-49「調整手当」別表第一の支給区分が甲地とされている地域のうち、東京都特別区をいう。
- 2 特甲地は、人事院規則9-49「調整手当」別表第一及び人事院規則9-49(調整手当)等の一部を改正する人事院規則(以下「附則別表」という。)の支給区分が甲地とされている地域のうち、支給割合が100分の10とされている地域及び返子市とする。
- 3 支給割合改定地域は、人事院規則9-49-16附則第6項により、地域区分が特甲地から甲地に変更となった地域及び大飯府忠岡町とする。
- 4 甲地は、人事院規則9-49「調整手当」別表第一及び附則別表の支給区分が甲地(1、2及び3の地域区分を除く。)に属する地域とする。
- 5 支給区分改定地域は、人事院規則9-49-16附則第5項により、地域区分が甲地から乙地に変更となった地域とする。
- 6 乙地は、人事院規則9-49「調整手当」別表第一及び附則別表の支給区分が乙地に属する地域及び鶴市、堀ヶ谷市、新座市、上福岡市、富士見市、埼玉県大井町、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、盛岡市、鶴岡市、神奈川県寒川町、長岡京市、松原市、大東市、既津市、藤井寺市、交野市、四條畷市、広島県府中町とする。
- 7 指定解除地域は、人事院規則9-49-16附則第4項により、地域区分が乙地から丙地に変更となった地域及び伊勢原市、川西市とする。
- 8 丙地は、特別区、特甲地、支給割合改定地域、甲地、支給区分改定地域、乙地及び指定解除地域以外の地域をいう。

【寒冷地加算】

区分	新寒冷地に所在する施設				旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く)								
	1級地	2級地	3級地	4級地	北海道以外に所在する施設								
					旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	旧1級地	旧1級地			
生活訓練施設													
テイクアップ施設併設型	586,720	511,480	488,680	387,600	713,640	535,800	373,160	255,360	150,480				
一般型	366,700	319,670	305,420	242,250	446,020	334,870	233,220	159,600	94,050				
通所授産施設	293,360	255,740	244,340	193,800	356,820	267,900	186,580	127,680	75,240				
入所授産施設	440,040	383,610	366,510	290,700	535,230	401,850	279,870	191,520	112,860				
福祉工場													
	20~29人	293,360	255,740	244,340	193,800	356,820	267,900	186,580	127,680	75,240			
	30~39人	440,040	383,610	366,510	290,700	535,230	401,850	279,870	191,520	112,860			
	50人以上	660,060	575,410	549,760	436,050	802,840	602,770	419,800	287,280	169,290			

【その他の施設単価】

施設種別	基準単価
福祉ホムA型	1,455,710円/月
小規模通所授産施設	10,000,000円/年

【事務用冬季採暖費加算】

区分	北海道に所在する施設
生活訓練施設	
テイクアップ施設併設型	69,820
一般型	39,900

【民間給与改善費加算】

平均勤続年数※	加算率
14年以上	8%
12年以上14年未満	7%
10年以上12年未満	6%
8年以上10年未満	5%
6年以上8年未満	4%
4年以上6年未満	3%
2年以上4年未満	2%
2年未満	1%

※補助対象職員の平均勤続年数

【除雪費加算】(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2

条第2項に所在する地方公共団体以外が経営する施設)

生活訓練施設	
一般型	111,520
通所授産施設	111,520
入所授産施設	167,280
福祉工場	
20~29人	161,700
30~39人	217,460
50人以上	278,800

(注1) 級地区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び寒冷地手当支給規則に定める地域とする。

(注2) 「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第一条第一号及び第二号に定める地域とする。

(注3) 「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域とする。

【身体障害者福祉工場】

1施設当たり年額

(単位:千円)

	定員	単価
	20人	27,201
	21人~30人	28,794
	31人~40人	35,921
	41人~49人	43,254
	50人	43,864
	51人~60人	44,412
	61人~70人	49,525
	71人~80人	49,594
	81人~90人	49,663
	91人~100人	54,660
	20人	22,936
居住部門無し	21人~30人	23,007
	31人~40人	26,420

【知的障害者福祉工場】

1施設当たり年額

(単位:千円)

定員	単価
20人~29人	23,722
30人~39人	31,255
40人~49人	42,185
50人~	44,813

【小規模通所授産施設】

(身体・知的・精神)

1施設当たり年額

10,000千円

(参考資料5)平成19年度社会福祉施設等施設整備費(障害福祉分)補助単価(案)

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体	利用定員 40人 以下	都市部	80,400,000
			標準	76,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	133,800,000
			標準	127,500,000
		61人 ~ 80人	都市部	188,000,000
			標準	179,100,000
		81人 以上	都市部	242,100,000
			標準	230,700,000
	施設入所 支援整備 加算	利用定員 30人 ~ 40人	都市部	64,900,000
			標準	61,800,000
		41人 ~ 60人	都市部	108,300,000
			標準	103,200,000
		61人 ~ 80人	都市部	152,400,000
			標準	145,200,000
		81人 以上	都市部	195,700,000
			標準	186,400,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	30,900,000
			標準	29,400,000
	短期入所整備加算(入所のみ)		都市部	7,190,000
			標準	6,850,000
発達障害者支援センター整備加算		都市部	9,900,000	
		標準	9,450,000	
障害児施設(入所)	本体	利用定員 30人 ~ 40人	都市部	145,500,000
			標準	138,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	242,100,000
			標準	230,700,000
		61人 ~ 80人	都市部	340,500,000
			標準	324,300,000
		81人 以上	都市部	438,000,000
			標準	417,200,000
	短期入所整備加算		都市部	7,190,000
			標準	6,850,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	9,900,000
			標準	9,450,000

障害児施設(通所)	本体	利用定員 40人 以下	都市部	80,400,000
			標準	76,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	133,800,000
			標準	127,500,000
		61人 ~ 80人	都市部	188,000,000
			標準	179,100,000
		81人 以上	都市部	242,100,000
			標準	230,700,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	9,900,000
			標準	9,450,000
福祉ホーム	改修 ※入所施設 を福祉ホ ームに転換す る場合に限 る	利用定員 40人 以下	都市部	18,700,000
			標準	17,900,000
		利用定員 41人 ~ 60人	都市部	28,000,000
			標準	26,700,000
補装具製作施設			都市部	10,400,000
			標準	9,970,000
盲導犬訓練施設			都市部	125,400,000
			標準	119,400,000
点字図書館			都市部	34,700,000
			標準	33,000,000
聴覚障害者情報提供施設			都市部	46,700,000
			標準	44,500,000
解体撤去工事費(入所系)			都市部	9,450,000
			標準	9,000,000
解体撤去工事費(通所系)			都市部	4,650,000
			標準	4,430,000
仮設施設整備費(入所系)			都市部	16,800,000
			標準	16,100,000
仮設施設整備費(通所系)			都市部	8,320,000
			標準	7,950,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」による都市部特例割増加算後の単価であること。
2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

< 障害福祉課施設管理室 >

1 国立更生援護施設の概要

施設名	所在地	現行事業内容等	
国立身体障害者リハビリテーションセンター (更生訓練所・病院・研究所・学院) TEL 04-2995-3100 FAX 04-2995-3102 http://www.rehab.go.jp/	埼玉県 所沢市	ア 就労移行支援 肢体不自由、聴覚言語障害、視覚障害等に対し、職業、職能訓練の実施 イ 就労移行支援(養成施設) 中途失明者等に対し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 ・中卒5年課程 ウ 自立訓練(①機能訓練、②生活訓練) ①中途失明者に対し、歩行訓練、日常生活訓練、コミュニケーション訓練等を実施 ②高次脳機能障害者に対し、コミュニケーション訓練等の生活訓練を実施 エ 施設入所支援 宿舍の提供、その他生活等に対する相談支援を実施	
(我が国の身体障害者の中核的リハビリテーション施設として以下の事業等を実施) ①身体障害者に対する総合的リハビリテーション ②リハビリテーション技術の研究と開発 ③リハビリテーション関係専門職員の養成・研修 ④リハビリテーションに関する情報の収集と提携 ⑤リハビリテーションに関する国際協力			
国立 立 光 明 寮	国立函館視力障害センター TEL 0138-59-2751 FAX 0138-59-4383 http://www.hakodate-nhb.go.jp/	北海道 函館市	ア 就労移行支援(養成施設) 中途失明者等に対し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 ・中卒5年課程 イ 自立訓練(機能訓練) 中途失明者に対し、歩行訓練、日常生活訓練、コミュニケーション訓練等を実施 ウ 施設入所支援 宿舍の提供、その他生活等に対する相談支援を実施
	国立塩原視力障害センター TEL 0287-32-2934 FAX 0287-32-2941 http://www.shiobara-nhb.go.jp/	栃木県 那須塩原市	
	国立神戸視力障害センター TEL 078-923-4670 FAX 078-928-4122 http://www.kobe-nhb.go.jp/	兵庫県 神戸市	
	国立福岡視力障害センター TEL 092-806-1361 FAX 092-806-1365 http://www.fukuoka-nhb.go.jp/	福岡県 福岡市	
国立 立 保 養 所	国立伊東重度障害者センター TEL 0557-37-1308 FAX 0557-36-0571 http://www.ito-nrh.go.jp/	静岡県 伊東市	自立訓練(機能訓練) 主に肢体不自由者で最重度といわれる「頸髄損傷」に対し以下の訓練を実施 ・理学療法、作業療法等の医学的リハビリテーションの実施 ・職能訓練 ・ケースワーク、心理判定等の社会的・心理的リハビリテーションの実施 施設入所支援 入浴、排せつ、食事等の介護、その他生活に対する相談支援等を実施
	国立別府重度障害者センター TEL 0977-21-0181 FAX 0977-21-2794 http://www.beppu-nrh.go.jp/	大分県 別府市	
国 害 立 児 知 施 的 設 障	国立秩父学園 TEL 042-992-2839 FAX 042-995-2253 http://www.chichibu-gakuen.go.jp/	埼玉県 所沢市	知的障害の程度が著しい児童または視覚等に障害のある知的障害児に対し、生活指導、学習指導、治療教育等を実施

2 平成19年度 国立身体障害者リハビリテーション学院における研修実施計画(案)

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
補聴器適合判定医師研修会	職覚障害者の補聴器適合判定、判定技術の向上を図るとともに、医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等に就いて補聴器適合判定に従事する耳鼻咽喉科医師	【第1回】 7月9日(月)～ 7月13日(金) 【第2回】 1月21日(月)～ 1月25日(金)	5日 5日	76名 76名
音声言語機能等判定医師研修会	音声言語・嚥下障害をもつ身体障害者に対する判定、音声言語・嚥下障害患者一般に対する臨床的知識と技術を習得することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院内等に就いて、音声言語・嚥下障害をもつ身体障害者に対する耳鼻咽喉科医師	2月18日(月)～ 2月22日(金)	5日	30名
義肢装具等適合判定医師研修会	身体障害者に就いて、義肢装具等適合判定を行う技術の向上を図るとともに、医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等に就いて、義肢装具等の適合判定に従事する医師	【第62回】 12月3日(月)～12月7日(金) 【第63回】 3月10日(月)～ 3月14日(金)	5日 5日	100名 100名
視覚障害者用補装具適合判定医師研修会	視覚障害者用補装具適合判定技術の向上を図るとともに、医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院、診療所等に就いて、視覚障害者の適合判定に従事する、眼補助具の適合判定に従事する眼科医師	12月10日(月)～12月14日(金) (調整中)	5日	20名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
身体障害者福祉法第15条に規定する医師研修会	各都道府県、指定都市及び中核市が、身体障害者福祉法（以下「身障法」という。）の規定に基づき、身体障害者手帳の交付事務を行うにおいて、国（ガイドライン）に基づき、適正な障害認定基準を定めることと、身体障害者に対する医師の必要な知識等を習得させることを目的とする。	①都道府県等が設置する身体障害者更生相談所に勤務（嘱託等を含む）する医師 ②都道府県等が身障法第15条の規定に基づき指定した医師及び都道府県・指定都市及び中核市民生主管部（局）長の推薦する者	2月7日（木） 2月8日（金） （予定）	1日 1日	60名 60名
更生相談所長等研修会	更生相談所の所長等に対して、地域リハビリテーション、利用者処遇、福祉機器の活用等により更生した等を含めたための研修を実施し、交換する等業務の円滑な推進を目的とする。	身体障害者更生相談所長及び身体障害者更生相談所に勤務する職員	11月15日（木）～11月16日（金） （予定）	2日	50名
義肢装具士研修会	義肢装具士の現任訓練のため、習得に必要な専門的知識と技術を習得することとする。	義肢装具士で所属長の推薦する者	8月29日（水）～8月31日（金）	3日	10名
作業療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する作業療法士の専門的知識及び技術を習得させ、その向上を図ることを目的とする。	身体障害者更生援護施設、肢不自由児施設、作業療法士の養成施設等に在職し、3年以上の経験のある者、所長推薦する者	10月3日（水）～10月5日（金） （予定）	3日	20名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
理学療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに必要となる知識及び技術を習得することと、その向上を図ることを目的とする。	身体障害者更生援護施設、肢體自由児施設、病院等に在りて、現で、理学療法士の免許を有し、所属長の推薦する者	10月18日(木)～10月19日(金)	2日	20名
リハビリテーション心理職研修会(基礎)	身体障害者の心理判定業務に必要となる知識及び技術を習得することと、その向上を図ることを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等に在りて、現で、心理判定等の業務に従事している者、所属長の推薦する者	5月21日(月)～5月25日(金)	5日	20名
リハビリテーション心理職研修会(応用)	身体障害者の心理判定業務に必要となる知識及び技術を習得することと、その向上を図ることを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等に在りて、現で、心理判定等の業務に従事している者、所属長の推薦する者	9月10日(月)～9月14日(金)	5日	20名
言語聴覚士研修会	聴覚障害、音声機能障害及び言語障害の診断に必要となる知識及び技術を習得することと、その向上を図ることを目的とする。	身体障害者更生援護施設、病院等に在りて、現で、言語聴覚士の免許を有し、所属長の推薦する者	11月28日(水)～11月30日(金)	3日	30名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
視覚障害生活支援 研修会	視覚障害者の生活向上を図ることを目的とする。 視覚障害者の生活向上を図ることを目的とする。 視覚障害者の生活向上を図ることを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市 身体障害者更生施設、児童 施設、支援に携わっている 障害者の所属者	5月28日(月)～ 6月1日(金)	5日	20名
身体障害者更生相談 所身体障害者福祉司 等実務研修会	都道府県・指定都市が設置する 身体障害者更生相談所に対し 職務上必要な技術的知識の 向上を図ることを目的とする。 職務上必要な技術的知識の 向上を図ることを目的とする。	身体障害者更生相談所におい て、原則として2年以上身体障 害者の相談援助業務に従事し た経験のある職員で所属する者	7月17日(火)～ 7月20日(金)	4日	60名
手話通訳士専門研修会	手話通訳士に求められる専門的知識の向上を図ることを目的とする。 手話通訳士に求められる専門的知識の向上を図ることを目的とする。	手話通訳関連業務に従事して いる手話通訳士で、所属長の推 薦する者	9月3日(月)～ 9月7日(金)	5日	20名
リハビリテーション 看護研修会	リハビリテーション看護に必要 な専門的知識の向上を図るこ とを目的とする。 リハビリテーション看護に必要 な専門的知識の向上を図るこ とを目的とする。	身体障害者に3年以上従事し、看 護師、准看護師の免許を有し ている者で所属長の推薦する者	10月30日(火)～11月2日(金)	4日	50名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
福祉機器専門職員研修会	福祉機器に関する専門職員について、福祉機器の知識の向上を図ることを目的とする。	身体障害者更生相談所、市町村、福祉事務所等において、補装具及び日常生活用具の相談等を担当している専門職員で所属長の推薦する者	1月29日(火)～2月1日(金)	4日	60名
義肢装具士靴型装具専門研修会 (適合コース)	義肢装具士に対する靴型装具製作技術の訓練のため、必要な専門知識と技術を習得することを目的とする。	靴型装具の製作・適合業務に従事している義肢装具士で所属長の推薦する者	8月20日(月)～8月23日(木)	4日	10名
盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会 (前期)	盲ろう者のコミュニケーションに必要となる知識及び技術を習得することを目的とする。	市(区)町村において、ガイドヘルパーとして従事している者及び現に身体障害者更生施設等に就いて従事している者	【前期】 6月18日(月)～6月22日(金) 【後期】 11月5日(月)～11月9日(金)	10日	20名
盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会 (後期)	盲ろう者のコミュニケーションに必要となる知識及び技術を習得することを目的とする。	市(区)町村において、ガイドヘルパーとして従事している者及び現に身体障害者更生施設等に就いて従事している者	2月25日(月)～2月29日(金)	5日	20名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
高次脳機能障害支援事業関係職員研修会	高次脳機能障害者の診断、評価などについて、都道府県、関係機関の担当者(病院の医師及び関係担当者等)が必要となることを習得する。	都道府県・指定都市・中核市における行政担当者並びに関係機関(身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、保健所、病院及び福祉施設等)において、診断、評価、訓練、支援等に携わる者で、都道府県・指定都市障害者福祉課長(局)長の推薦のある者	7月4日(水)～7月6日(金)	3日	200名
相談支援従事者指導者研修会	地域の相談支援センターの実践活動に活用する者に対する指導者研修会。相談支援従事者の指導者としての役割を担うこと、相談支援従事者の指導者としての役割を担うこと、相談支援従事者の指導者としての役割を担うこと。	継続的に個別ケースを持ち、相談支援従事者の指導者としての役割を担う者。相談支援従事者の指導者としての役割を担う者。相談支援従事者の指導者としての役割を担う者。	6月27日(水)～6月29日(金)	3日	158名
サービス管理責任者(指導者)研修会	都道府県に基く管理責任者としての役割を担うこと、サービス管理責任者としての役割を担うこと、サービス管理責任者としての役割を担うこと。	サービス管理責任者としての役割を担う者。サービス管理責任者としての役割を担う者。サービス管理責任者としての役割を担う者。	9月19日(水)～9月21日(金)	3日	235名

※ 上記の研修実施計画は都合により変更することがあります。

3 平成19年度 国立秩父学園附属保護指導職員養成所における研修実施計画(案)

研修名	日数	期 間	研 修 目 的	受 講 資 格	定 員
第86回 指導員・保育士コース	10日間	6月4日(月)～ 6月15日(金)	知的障害関係施設で働いている職員に、講義を中心に知識・技術等を修得させ、資質のさらなる向上を図ることを目的とする。本年度は、知的障害者福祉・知的障害者医療・知的障害者支援・演習を要目とする。	知的障害関係施設の職員(看護師も含む)	40名
第15回 看護師コース	5日間	7月9日(月)～ 7月13日(金)	施設における医療(看護)の役割、知的障害児・者の理解と看護のあり方、福祉(支援スタッフ)と医療(医療スタッフ)との連携、さらにはこれからの地域福祉・地域療育の中で施設医療の役割等について研鑽を積むことを目的とする。また、「自閉症の理解」「行動障害の理解とその対応」等を加え、受講者のニーズに応えるものとする。	知的障害関係施設で利用者の健康管理にあたる看護師	40名
第12回 新任職員コース	5日間	9月10日(月)～ 9月14日(金)	知的障害関係施設で直接援助職員として働くために必要な基礎的知識・援助技術等を習得し、福祉の心を培い資質の向上を図るとともに、参加者相互の交流を図ることを目的とする。本年度は、「福祉の基礎と援助の基礎を学ぶ」をテーマとする。	知的障害福祉の仕事に従事されている経験2年未満の方。	40名
第87回 指導員・保育士コース	9日間	10月9日(火)～ 10月19日(金)	知的障害関係施設で働いている職員に、講義・実習・見学等を通して基礎的な理論を学ばせるとともに実践の場で生かせる技術を習得させることを目的とする。本年度は、「知的障害者への支援」をテーマとし、各種支援方法を取り上げる。また、本学園での見学(実習)及び他施設への見学を加え、生活支援・日中活動支援の実際を知ることとする。	知的障害関係施設の職員(看護師も含む)	40名
第12回 施設長コース	3日間	11月6日(火)～ 11月8日(木)	施設の運営を包括的にとらえ、運営に関する専門的な研修を実施し、施設長の資質の向上、最新の情報提供、課題を持ち寄っての討議の場とし、施設相互の交流を図ることを目的とする。	知的障害関係施設の施設長または施設長代理(候補)の方	30名
テーマ別研修					
自閉症入門コース	3日間	6月27日(水)～ 6月29日(金)	自閉症の理解をはじめ、療育や援助を行う上で必要となる基礎的な知識と援助法を習得させ、実践の場で生かせることを目的とする。本年度は自閉症・発達障害の理解、各ライフステージにおける支援、支援方法、課題行動の対応等を中心に実施する予定。	知的障害福祉の仕事に従事している方・知的障害者更生相談所職員	40名
自閉症トレーニングセミナー	3日間	10月26日(金)～ 10月28日(日)	自閉症に関する基礎的な知識を含めた研修を行い、自閉症の方に助システムについて実践を習得することを目指す。	自閉症の方の支援に従事している知的障害関係施設職員等	20名

行動障害コース	3日間	12月5日(水)～ 12月7日(金)	行動障害についての理解を深め、その対応や支援について学び療育や支援の場で生かせることを目的とする。本年度は主に行動障害の医学、自閉症の行動障害、支援の実際などについて実施する予定。	知的障害関係施設・重症心身障害児施設・国立病院機構の看護師・知的障害者更生相談所の職員	40名
地域移行支援コース	3日間	2月4日(月)～ 2月6日(水)	地域生活移行支援についての基本的考え方、ケアマネジメント、生活支援の実際、就労支援など地域移行に際しての基本的な知識や援助技術を習得することを目的とする。	知的障害福祉の仕事を従事している方・知的障害者更生相談所職員	40名
第9回 自閉症子育て支援セミナー	2日間	11月17日(土)～ 11月18日(日)	自閉症・発達障害のある子どもを持つ家族や施設職員、教師、保育士等を対象として、講義や実践報告から療育の知識や援助法を習得させることを目的とする。	自閉症児・者の家族・施設職員・教師・保育士・医療関係者等	200名

発達障害関係研修

研修名	日数	期	目的	受講資格	定員
発達障害者支援センター職員研修会 (基礎研修)	3日間	日程については 未定	各都道府県、政令指定都市が設置する発達障害者支援センターの職員に対して、業務を遂行していくにあたって必要な専門的知識および技術を習得させることにより同支援センター業務の円滑な推進に資することを目的とする。但し、基礎研修と専門研修の2コースを設けるものとする。	発達障害者支援センター職員 で管理責任者の推薦する方。 他機関で関連業務についてい る職員の聴講を認めることが ある。	ともに 60名
発達障害者支援センター職員研修会 (専門研修)	3日間	日程については 未定	都道府県、政令指定都市で発達障害分野の指導者となる行政担当者、保健師、保育士など現任者に対し自閉症・アスペルガー障害・学習障害・注意欠陥/多動性障害等といった発達障害に関する研修を行い知識・援助技術を習得させることにより業務の円滑な推進に資することを目的とする。	都道府県・政令指定都市の発 達障害分野の行政担当者、保 健師・保育士等で、都道府県 ・政令指定都市の民生主管部 (局)長の推薦する方。	ともに 60名

知的障害者更生相談所職員研修

知的障害者更生相談所知的障害者福祉司等実務研修会	3日間	11月28日(水)～ 11月30日(金)	各都道府県、政令指定都市が設置する知的障害者更生相談所の職員に対して、業務を遂行していくにあたって必要な専門知識および技術を習得させることにより、同更生相談所の円滑な推進に資することを目的とする。	知的障害者更生相談所におい て、知的障害者の相談援助業 務に従事している職員で、都 道府県・政令指定都市の民政 主管部(局)長の推薦する方。	40名
--------------------------	-----	-------------------------	--	--	-----

※上記の研修会は、都合により日程等が変更になることがあります。

4 平成19年度 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)における研修実施計画(案)

研修会名	目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者地域生活支援技術研修会	障害者が地域において、自らのニーズに 保健、医療、福祉サービスをもつ 基盤から必要とする支援を必要とする 支援する。地域生活支援関係者の 技術向上を図る。必要の知識 及び技能の習得を図る。	市町村、障害者福祉センター、 障害者地域生活支援センター、 及びその他の関係機関等において 障害者の地域生活支援業務に携 わっている者。	<第1回> 9月4日(火) ～9月7日(金) <第2回> 1月22日(火) ～1月25日(金)	4日 4日	100名 100名	
障害者施設 職員研修会	障害者施設等の新任職員に対し、施設の一員として活躍できるように必要の知識等を図る。	障害者施設等の新任職員(異動による新任を含む)。	6月6日(水) ～6月8日(金)	3日	70名	
	施設等の機能訓練担当者及び健康管理担当者に対し、必要の知識等について研修し、施設運営の円滑化を図る。	障害者施設等のO.T、P.T、 スタッフ指導員、看護師等で機 能訓練、健康管理を担当する 者。	10月9日(火) ～10月11日(木)	3日	70名	
身体障害者福祉センター等職員 研修会	身体障害者福祉センターの施設長等幹部職員に対し、国の障害者福祉行政等新しい生活支援をおよび施設運営の充実、強化を図ることを目的とする。	身体障害者福祉センターA 型、B型及びサイサービスセン ターA型等の施設長等幹部職員及び 中間管理職員。 (開催地：新潟県)	11月15日(木) ～11月16日(金)	2日	50名	
	身体障害者福祉センターの施設長等幹部職員に対し、国の障害者福祉行政等新しい生活支援をおよび施設運営の充実、強化を図ることを目的とする。	身体障害者福祉センターA 型、B型及びサイサービスセン ターA型等の施設長等幹部職員及び 中間管理職員。	2月21日(木) ～2月22日(金)	2日	50名	
障害者保健福祉サロ ンセッション研修会	障害特性や保健福祉サロ ンセッションの理論と 実践について研修し、自 立した生活を営むこと を目的とする。	都道府県、市町村、福祉事務 所、社会福祉協議会、保健所、 障害者施設等に所属し、地域に おいて障害者福祉に携わっている者。	<第1回> 6月26日(火) ～6月29日(金) <第2回> 10月30日(火) ～11月2日(金)	4日 4日	100名 100名	
	地域生活支援業務に携わっている者に対し、地域での実践的な研修を実施し、地域での存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	地域生活支援業務に携わっている者 で、リーダーを自指す者(現在、 在、リリーダとして活躍中の者 を含む)。	<アドバンスコース> 2月6日(水) ～2月8日(金)	3日	50名	

研修会名	目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者のためのレクリエーション 支援者養成研修会	障害者の個性の個性に 対応したレクリエーション 支援者養成研修会 の目的は、障害者の個性 を尊重し、障害者の個性 を活かすことにあること を目的とする。	障害者施設等において障害者 のレクリエーション支援に携わ る者。	<第1回>ベビーシックコース> 7月10日(火)～7月13日(金) <第2回>ベビーシックコース> 12月4日(火)～12月7日(金)	4日 4日	50名 50名	修了者は日本レクリエーション協会公認「レクリエーション・インストラクター」資格取得のための一部の履修が免除される。
障害者スポーツ指導員養成研修会	障害者の個性に 対応したレクリエーション 支援者養成研修会 の目的は、障害者の個性 を尊重し、障害者の個性 を活かすことにあること を目的とする。	障害者のレクリエーション支援 担当者で、将来レクリエーション 支援のリーダーとなる者(現在、 リーダーとして活躍中の者 を含む)。	<アドバンストコース> 3月5日(水)～3月7日(金)	3日	50名	
	障害者の個性に 対応したレクリエーション 支援者養成研修会 の目的は、障害者の個性 を尊重し、障害者の個性 を活かすことにあること を目的とする。	日本社会福祉教育学校連盟加 盟校の学生で障害者のスポーツ ・レクリエーション活動に興味 があり、今後の障害者スポーツ 活動の振興に貢献する意欲のあ る者。	<第1回> 8月7日(火)～8月10日(金) <第2回> 8月21日(火)～8月24日(金) <第3回> 3月18日(火)～3月21日(金)	4日 4日 4日	100名 100名 100名	修了者は日本障害者スポーツ協会公認「初級」の資格取得を申請することができる。

※ 上記の研修会概要は都合により変更することがあります。

5 のぞみの園施設利用者の出身市町村一覧

平成19年2月1日 現在

	出身都道府県	出身市町村	入所	通所
1	北海道	札幌市	1	
2		釧路市	1	
3		苫小牧市	1	
4		札幌市	1	
5		稚内市	1	
6		北見市	1	
7		江差市	1	
8		伊達市	1	
9		帯広市	1	
10	岩手県	奥州市	1	
11		大槌町	1	
12		花巻市	1	
13		北上市	1	
14	宮城県	仙台市	1	
15	秋田県	秋田市	1	
16		五城目町	1	
17	山形県	山形市	1	
18		飯豊町	1	
19		三川町	1	
20		長井市	1	
21	福島県	郡山市	2	
22		南相馬町	1	
23		西郷村	1	
24	茨城県	結城市	1	
25		日立市	2	
26		つくばみらい市	1	
27		土浦市	2	
28		水戸市	3	
29		筑西市	3	
30		常陸太田市	1	
31		高萩市	1	
32		古河市	1	
33		栃木県	宇都宮市	3
34	栃木市		1	
35	鹿沼市		1	
36	足利市		2	
37	小山市		2	
38	岩舟町		1	
39	大平町		1	
40	河内町		2	
41	那須町		1	
42	大田原市		1	
43	塩谷町		1	
44	群馬県	渋川市	1	
45		伊勢崎市	2	

	出身都道府県	出身市町村	入所	通所
46		前橋市	7	
47		下仁田町	1	
48		玉村町	1	
49		高崎市	9	29
50		安中市	2	
51		太田市	3	
52		神流町	2	
53		甘楽町	2	
54		藤岡市	1	
55		中之条町	1	
56		富岡市		4
57		南牧村		1
58		埼玉県	さいたま市	6
59	川口市		3	
60	三芳町		1	
61	熊谷市		1	
62	川越市		2	
63	宮代町		1	
64	草加市		1	
65	寄居町		1	
66	狭山市		1	
67	東松山市		1	
68	吉川市		1	
69	羽生市		2	
70	鳩山町		1	
71	坂戸市		1	
72	ふじみ野市		1	
73	小川町		2	
74	深谷市		2	
75	幸手市		1	
76	鴻巣市	1		
77	春日部市	2		
78	上尾市	1		
79	入間市	2		
80	所沢市	1		
81	吉見町	1		
82	皆野町	1		
83	北本市	1		
84	三郷市	1		
85	東京都	港区	1	
86		新宿区	2	
87		文京区	1	
88		台東区	2	
89		墨田区	2	
90		江東区	2	

	出身都道府県	出身市町村	入所	通所
91		品川区	3	
92		目黒区	3	
93		大田区	3	
94		世田谷区	5	
95		渋谷区	1	
96		杉並区	2	
97		豊島区	4	
98		北区	5	
99		荒川区	3	
100		板橋区	4	
101		練馬区	8	
102		足立区	7	
103		葛飾区	4	
104		江戸川区	6	
105		八王子市	3	
106		立川市	1	
107		武蔵野市	2	
108		三鷹市	4	
109		青梅市	2	
110		府中市	1	
111		昭島市	2	
112		調布市	1	
113		小金井市	2	
114		日野市	1	
115		東村山市	1	
116		国分寺市	2	
117		東大和市	1	
118		東久留米市	3	
119		瑞穂町	1	
120	千葉県	船橋市	5	
121		八千代市	3	
122		浦安市	2	
123		野田市	1	
124		松戸市	2	
125		市川市	6	
126		匝瑳市	1	
127		鴨川市	1	
128		佐倉市	2	
129		銚子市	2	
130		南房総市	1	
131		睦沢町	1	
132		いすみ市	1	
133		館山市	1	
134		柏市	3	
135		八街市	1	
136		千葉市	9	
137	神奈川県	相模原市	5	
138		南足柄市	1	

	出身都道府県	出身市町村	入所	通所
139		小田原市	2	
140		平塚市	1	
141		川崎市	4	
142		城山町	1	
143		大和市	1	
144		横須賀市	1	
145		座間市	1	
146		秦野市	1	
147		厚木市	2	
148		藤沢市	2	
149		横浜市	11	
150	新潟県	小千谷市	2	
151		阿賀町	1	
152		南魚沼市	3	
153		栃尾市	1	
154		佐渡市	1	
155		川口町	2	
156		田上町	1	
157		魚沼市	1	
158		長岡市	7	
159		三条市	3	
160		柏崎市	1	
161		新潟市	2	
162		燕市	1	
163	富山県	富山市	2	
164		滑川市	2	
165		入善町	1	
166	石川県	金沢市	2	
167		加賀市	1	
168		七尾市	1	
169	山梨県	甲府市	3	
170		南部町	1	
171		甲斐市	1	
172		北杜市	1	
173		大月市	1	
174		増穂町	1	
175	長野県	長野市	4	
176		北相木村	1	
177		佐久市	2	
178		小諸市	1	
179		上田市	1	
180		南牧村	1	
181	岐阜県	恵那市	1	
182		郡上市	1	
183		東白川村	1	
184		岐阜市	2	
185		多治見市	1	
186	静岡県	三島市	2	

	出身都道府県	出身市町村	入所	通所
187		静岡市	2	
188		伊豆の国市	1	
189		川根本町	1	
190		藤枝市	1	
191		裾野市	1	
192		浜松町	1	
193		湖西市	1	
194		掛川市	1	
195		沼津市	1	
196		森町	1	
197	愛知県	小牧市	1	
198		一宮市	2	
199		豊橋市	1	
200		弥富町	1	
201		一色町	1	
202		名古屋市	6	
203		瀬戸市	2	
204		阿久比町	1	
205		豊田市	1	
206	三重県	御浜町	1	
207		伊勢市	1	
208	滋賀県	東近江市	1	
209		彦根市	1	
210	京都府	福知山市	1	
211		精華町	1	
212		綾部市	1	
213	大阪府	守口市	2	
214		高槻市	1	
215		大阪市	2	
216		八尾市	1	
217	兵庫県	播磨町	1	
218		宝塚市	1	
219		神戸市	4	
220		西宮市	1	
221		豊岡市	3	
222		相生市	1	
223		赤穂市	2	
224	奈良県	天川村	1	
225	和歌山県	和歌山市	1	
226		紀の川市	1	
227	鳥取県	八頭町	1	
228		琴浦町	1	
229		鳥取市	1	
230	島根県	益田市	1	
231		出雲市	2	
232		雲南市	2	
233		松江市	1	

	出身都道府県	出身市町村	入所	通所
234	岡山県	岡山市	2	
235		倉敷市	1	
236	広島県	廿日市市	1	
237		広島市	4	
238		尾道市	1	
239		北広島町	1	
240		三原市	1	
241	山口県	岩国市	1	
242		周南市	1	
243	徳島県	阿南市	1	
244	香川県	小豆島市	1	
245		丸亀市	2	
246	愛媛県	今治市	1	
247		伊方町	1	
248		松山市	1	
249	高知県	高知市	1	
250		土佐町	1	
251		土佐市	1	
252	福岡県	北九州市	2	
253		大牟田市	1	
254	佐賀県	小城市	1	
255	熊本県	山鹿市	1	
256	大分県	大分市	2	
257	宮崎県	高鍋町	1	
258		宮崎市	3	
259	鹿児島県	いちき串木野市	1	

合計	43 都道府県 259 市町村
----	--------------------

入所利用者数	458
通所利用者数	34
計	492

頸髄損傷者リハビリテーションを考えるシンポジウム

内容は

国立重度障害者センター(伊東・別府)は頸髄損傷者のリハビリテーション施設としてユニークな実績がある施設です。このたび、障害者自立支援法の施行を受け、新たなサービス提供システムを構築するために、このシンポジウムを企画しました。

シンポジウムⅠ「頸髄損傷者の生活と今後解決が望まれる課題」

～重度障害者センターを修了し、地域で自立した生活を続けている方をシンポジストに迎え、生活上の課題や工夫、今後の希望や不安などを語っていただきます。その上で、頸髄損傷者が自分らしく地域で暮らし続けるために必要なサービスとは何か、当事者の視点に基づいて議論を展開します。～

- シンポジスト 寺西 秀聖 (東京都練馬区役所)
 横堀 秀喜 (前橋市障害者生活支援センター)
 甲斐 邦生 (農協共済別府リハビリテーションセンター)
 橋口 真由美 (主婦)
- 司会・進行 小田島 明 (国立伊東重度障害者センター 指導課長)

シンポジウムⅡ「自立に向けた機能訓練(PT・OTを中心とした)取り組み状況」

～自立訓練(機能訓練)事業の基幹となるPTやOTの評価や訓練内容について、両施設から発表を行い、相違点などを明らかにしながら、今後の頸髄損傷者に対するPT・OTのサービスについて議論を展開します。～

- シンポジスト 長谷川 道子 (国立伊東重度障害者センター 主任理学療法士)
 岩井 幸治 (国立伊東重度障害者センター 主任作業療法士)
 浅野 圭司 (国立別府重度障害者センター 主任理学療法士)
 阿南 誠二 (国立別府重度障害者センター 作業療法士)
- 司会・進行 高木 意司 (厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 地域生活支援室 福祉用具専門官)

開催 場所・日時

【受付】午後12時から

午後1時から午後5時まで(予定) **参加費・・・無料**

開催日	会場名	所在地
平成19年3月17日(土)	戸山サンライズ大研修室	東京都新宿区戸山1-22-1

お申し込みは

3月5日(月)までに国立伊東重度障害者センターあて、FAX[0557-36-0571]送付、

Eメール[syomhosa@ito-nrh.go.jp]又は郵送してください。

〒414-0054 静岡県伊東市鎌田 222 国立伊東重度障害者センター

※ お問い合わせは、国立伊東重度障害者センター庶務課・矢野(0557-37-1308)まで

施設名・		所在地	
病院名		電話番号	
参加者	役職名	氏名	

主催：国立伊東重度障害者センター、国立別府重度障害者センター